

相嘗祭の一考察

二 宮 正 彦

一
神祇令には祈年祭をはじめ一三種の祭祀が挙げられているが、この小論で取扱う相嘗祭もその一つとして、仲冬の条に記載されている。

従来相嘗祭は、神嘗祭・大嘗祭（新嘗祭）と同じく、新穀豊穰を感謝する農耕祭祀であり、その幣帛は神祇官より特定の一七十一座（四一社）の神々に捧げられたと解釈されている。しかし、奈良時代前後の相嘗祭の關係史料を熟読し、従来の説を検討してみると、なお、論すべき若干の箇所を見出したのである。

そこで諸賢の驥尾に附して私見を述べ、相嘗祭の原義、その官幣に預る特定の諸社、あるいは時代的推移などを歴史的に考察するのが、小論の意図するところである。本論では便宜上、奈良時代前後より延喜式制定のころまでを主眼としたことを、はじめにことわっておきたい。

二
まず相嘗祭に関する従来の主な諸説を、ほぼ時代順に挙げてみよう。

イ、公事根源（一条兼良編修）

神祇令には大倭・住吉・大神・穴師・恩智・意富・葛木鴨・紀伊国日前等なり、神主おのゝ宮幣をうけて執り行ふ、近き頃は絶えて沙汰なし、延喜式には相嘗祭の神七十一座と見えたり、相嘗とかいて、あひむべの祭とよむなり。

ロ、玉勝間（本居宣長著）

相嘗は阿比爾閉と唱ふべし、一略し、さて此相嘗は天皇と相伴に新嘗し奉る意の名にして、俗にいはずる相伴の心ばへなり、さる故に此祭は必しも其神社の尊き卑きにもよらず、必預り給ふべく思はるる神にも預り給はぬ多し、これ殊に故有て預り給ふは預り給ふなるべし、其神七十一座おはしまして四時祭式に見えたり

一略一。

ハ、倭訓栞（谷川士清編修）

あひむべ、令式等に相嘗と書り、あひむべとよむべし、公事根源に見えたり、むへはにへ也、中にあるには多くむといへり、恐らくは神嘗・大嘗などの間に行はるれば、もと間嘗の義なるべし、相も間も義通へり、又公にては其諸神を皆親く祭りましぬよりいふ歟一略一、後漢書の注に、正祭ノ外十月嘗稻等謂之間祀と見えたり。

ニ、神道大辞典（佐伯有義博士執筆）

一略一、予が相嘗祭に対する解釈は、神嘗祭は天照大神に諸神に先だちて今年の新穀を奉らせ給ふ祭にて神新嘗の義、新嘗祭は天皇が今年の新穀を聞食するに就いて、皇祖天照大御神を始め奉り、諸神を請招し奉りて新穀を聞食すので、是は大新嘗の義、それを略して大嘗と申すのである。相嘗祭は大新嘗に先だち、神新嘗に次ぎて七十一座の神々に新嘗を奉らしめ給ふので、七十一座の神等が相共に新嘗を聞食す故に相新嘗と申すので、それを略して相嘗と称へるやうになつたのであらう。この七十一座は何れも特別の由緒ある神々であらせらるることは、祈年月次新嘗に比して、その幣帛の分量が何れも頗る多いので、此の祭の重んぜられたことが首肯出来ると思ふ。

ホ、日本歴史辞典（猪熊兼繁氏執筆）

古代農耕儀礼の一つで、秋の収穫に際し、新嘗祭に先

立つて新穀を諸神にささげる祭儀であつた。相嘗は相新嘗の略語で、あいにか、あいなべ、あいなべなどともいつた、一略一、神嘗祭のほかに新嘗祭に先立つて諸神に新穀をささげた古い遺制が令制となつたものと思われる。

以上の諸説によつて、相嘗祭の原義がやや明らかにせられたことと思う。

三

まず相嘗の読みかたについては「アヒムベ」と「アヒニへ」とが挙げられるが、「相」を「アヒ」と読むことに異論はない。次に「嘗」は「なむ」という字義から「ナメ」とも読まれるが、伊呂波字類抄には「アヒニへ」と訓じていることから、「嘗」を「ニへ」と読むのが通説となつてゐる。ここでは「相嘗」を「アヒニへ」と読む説に従つておこう。

次に「相嘗」の字義について考察すると、「嘗」は爾雅に「秋祭曰嘗」とあるように、その年に収穫した新穀を神に供えて祭る意味を有するのである。神祇令には相嘗祭の他に神嘗祭・大嘗祭を記載しているが、「嘗」の字義はいづれも同一であり、ただ上に附せられる「相」「神」「大」によつて祭祀の区別がなされているのである。

すなわち神嘗祭とは、新穀を皇祖天照大神に供進する祭祀であり、大嘗祭（新嘗祭）とは、天皇が天照大神をはじめ諸神を請招し、新穀を共に聞食す祭祀である。それでは相

嘗祭とは、どのような原義を有する祭祀であらうか。

倭訓栞は「相も間も義通へり」とみなし、それは相嘗祭が十月の神嘗祭と、十一月下卯の大嘗祭との間におこなわれるためと説明している。この解釈は「古事類苑」の編者によつて、後漢書に見られる「間祀」を「間嘗」とみなした誤りによることが指摘されている。間祀とは正祭以外の祭祀の汎称であり、一つの祭祀の別称とみなすべきではない。また「相」を「間」と同義に解釈したことは、いささか文字にとらわれ過ぎたようである。

玉勝間は「相」を「相伴の心ばへなり」と解釈しているが、この解釈にしたがえば、相嘗祭と大嘗祭が同一のものとなり、両祭の区別が不分明になる。これは「相伴」の主格を曖昧に考えたためであらう。

佐伯有義博士は「相」をやはり「相伴」の義とされたが、それは天皇と諸神ではなく、相嘗祭の官幣に預る特定の諸神が、相伴に新穀を供進される字義に解釈されたのである。これは「相伴」の主格を天皇と諸神とせず、諸神だけに限定したのであり、玉勝間の失考を是正したものと云えよう。

「相」を「相伴」の義とみなすことは誤りではないが、「相」という文字にこだわらず、「アヒ」と訓ずる読みかたにも考慮すべきである。

玉勝間の著者本居宣長は、他の著書古事記伝巻八において、

爾閑（嘗）は新饗を約たるにて、新稻を以て饗するを

云ふ名なり

と「嘗」の字義を説明し、さらに「饗」について

私記に会之義とするも由なきにはあらねど、猶饗の転れるなり

と述べ、「アヒ」には「饗」「会」の文字の該当すること指摘している。

すなわち「アヒ」と訓ずる文字は「相」の他に「饗」「会」をも充てることが出来るのである。「饗」の場合は宣長の説明を俟つまでもなく「饗応」の字義があり、「会」の場合は神・人のつどい集る字義に解されるのである。そして「アヒ」に「饗」「会」の文字を充てれば、「嘗」と同じく新穀を神に供えて祭る字義が得られるのである。

つまり「アヒニへのマツリ」とは、わが国古来の新穀感謝祭の汎称と理解されるのであり、それが神祇令に「相嘗祭」と記載されるに至るのは、国家祭祀として神嘗祭・大嘗祭（新嘗祭）が規定されたにもかかわらず、特定の諸社でおこなわれた新穀感謝祭を、神嘗祭・大嘗祭のいずれにも分離統合出来ぬ事情があつたためと考えるのである。そしてこの事情を知るには、さらに相嘗祭に関する具体的な知識を得ねばならない。

四

相嘗祭に関する初見の記事は、日本書紀の天武天皇五年十月丁酉（三日）の条に、

奉幣帛於相新嘗諸神祇

と記されている。日本書紀通釈は、この「相新嘗」を相嘗・新嘗二祭を指すものと解釈しているが、はたして通釈の説は妥当であろうか。

神祇令によれば、相嘗祭は仲冬(十一月)上卯、新嘗祭(大嘗祭)は仲冬下卯(但し三卯の場合は中卯)におこなわれることに規定されている。この規定より類推すれば、天武天皇五年の相嘗祭は十一月丁卯(三日)に、新嘗祭は十一月己卯(十五日)に相当する。すると書紀の十月丁酉(三日)は、相嘗祭の丁度一カ月前に該当することに気付くであろう。この一カ月は、同じく神祇令月齋条に

凡一月齋為大祀、三日齋为中祀、一日齋為小祀

とあることから、まさに一月齋の期間に符合するのである。神祇令の規定を天武朝にまで適用するのは、いささか大胆に過ぎることであり、多くの論証を俟たねばならぬが、以上の類推が容認されれば、書紀の記事は一カ月後の相嘗祭に必要な散齋のために、相嘗祭の官幣に預る諸社へ幣帛を捧げたものと解釈するのが妥当であろう。「相新嘗」は相嘗・新嘗二祭にわけるときではなく、上掲の佐伯博士が称呼されたように、神新嘗祭・大新嘗祭と同じく、相新嘗祭とも称呼した一証とみなすべきではなからうか。したがってこの記事は相嘗祭当日と解すべきでない。

けれどもこれだけの記事では、班幣が散齋に対するものか、相嘗祭に対するものであるかは不明である。

しかしこの記事によつて、相嘗祭の上限を天武朝前後に求めることは差支えないであろう。そしてこの推定は、天

武天皇二年の大嘗祭の記事とも関連するのである。

すなわち書紀の天武天皇二年十二月丙戌(五日)の条に侍奉大嘗中臣・忌部及神官人等、并播磨・丹波二国郡司、亦以下人夫等悉賜祿、因以郡司等各賜爵一級、と記すのは、同年十一月丁卯(十六日)か乙卯(二十八日)におこなわれた大嘗祭供奉者への賜祿記事である。この記事を以て、大嘗祭は天武朝よりはじめられたと断定するのは無理であるが、国家祭祀として神祇令に規定された広瀬・竜田二社の大忌・風神祭も、天武天皇紀四年四月癸未(十日)の条を初見とすることなどを考え合せれば、大嘗祭・相嘗祭が国家祭祀に整備される時期を天武朝に求めるのは、きわめて蓋然性に富むものとみなされるのである。^⑤

相嘗祭に関する記事は、その後続日本紀の延暦九年九月甲戌(十一日)の条に

奉伊勢大神宮相嘗幣帛、当年天皇御大極殿、遙拜、而縁在諒闇不行常儀、故以幣帛直付使者矣、という一例に過ぎない。しかしこの条文の「相嘗幣帛」が「神嘗幣帛」の誤記であることは言を俟たない。そのため正史の上では、奈良時代の相嘗祭に関する記事は皆無である。

そこで他の史料による関係記事を求めると、まず神祇令仲冬条相嘗祭の義解は、

謂、大倭・住吉・大神・穴師・恩智・意富・葛木嶋・紀伊国日前神等類是也、神主各受官幣而祭

と註し、集解の釈説も官幣を受ける諸社名が増加されてい

る他は、義解の説と異ならない。

官幣を受けた諸社の考察は後にゆづるが、官幣の内容については、国史大系本の令義解神祇令仲冬条には、次の宮内省図書寮本の補註を掲げている。

貞観講書私記云、一略一、上卯先祭調庸荷前及当年新穀於諸神、下卯欲嘗新穀、以其前又祭諸神、但上卯相嘗祭諸神義解只計庸、大略具式文也、延喜同私記云、調庸荷前先祭神祇、号相嘗祭、後奉山陵、号荷前也、諸国雜物為任宛国用也、

この貞観・延喜講書私記にいう調庸荷前の具体的な品目・数量は、延喜式卷二の四時祭式下相嘗祭の条に明記されている。ここで七十一座全部の官幣について詳記することは割愛し、その品目のみを掲げると、

絹・絲・綿・調布・庸布・木綿・鰻魚・堅魚・腊・臙魚・与理刀魚・凝海藻・海藻・塩・管・理・缶・水瓮・山都婆波・小都婆波・管跡・酒垂・匣・等呂須伎・高盤・片盤・短女环・管环・小环・陶臼・酒稻

などであり、数量は座によつてそれぞれ異なる。また品目にも若干の差異はみとめられるが、紀伊国四座だけは上述の品目と全く趣を異にし、絹・絲・綿・調布・木綿・酒稻の六種、あるいは綿を欠いた五種に過ぎないのである。しかしなぜ紀伊国への官幣が少量であるのか、その特殊性の理由は判然としない。

さて以上の品目のうち、酒稻は神税、あるいは正税を以て充当したのであるが、その史料として著名なのは、朝野

群載卷八(新訂増補国史大系卷二十九上)所収の次の民部省符である。

民部省符 山城国司

応宛正税稻式百五拾束

右被太政官去月十七日符称、得神祇官解称、来十一月三日丁卯祭相嘗料、依例所請如件、省宜承知依

件定宛者、国宜承知依件宛之、符到奉行

從五位下少輔兼内記藤原朝臣良文

正六位上行少録 奉

延喜十九年十一月一日

山城国の相嘗祭料として、正税二五〇束が宛てられたのであるが、四時祭式の規定によれば、山城国一三座の中で酒稻料を正税によつて充当するのは、木嶋社一座の五〇束のみであり、他の一二座の酒稻料六〇〇束は、神税を以て充当することに定められている。したがつて民部省符の定めた正税稻二五〇束のうち、五〇束は木嶋社の酒稻料に充てられたとすれば、のこる二〇〇束は他の用料に用いられたのであろう。

酒稻料に関する他の史料は、天平二年十二月二十日に上申された大倭国正税帳の記載事項である(大日本古文書卷二所収)。この正税帳は、各郡の神戸の出納について詳細な記載のあることで著名であるが、その首部の記載によれば、大倭国には卅九所の神戸があり、これらの神戸から神嘗酒料六五〇束が支出されている。これを郡別に表記すると、およそ次のようになる。

城上郡 大神神戸 一〇〇束

穴師神戸	五〇束
十市郡 太神戸	五〇束
城下郡 池神戸	五〇束
村屋神戸	五〇束
山辺郡 大倭神戸	一〇〇束
添上郡 菟足神戸	五〇束
累計	四五〇束

大倭国正税帳は、遺憾ながら添下・葛上・葛下・忍海・宇智・吉野・宇陀・高市郡の部分に欠けているため、神嘗酒料の累計と首部の総計との間に二〇〇束の差があるのは止むを得ない。しかし、これらの神嘗酒料を受ける七社が、いづれも相嘗祭の官幣に預っていることから、神嘗酒料は相嘗祭の酒稻料に該当するものと推定されているのである。もしこの推定に誤りがなければ、正税帳に記載された七社は、少くとも天平元年以前に相嘗祭班幣の例に指定されていたのである。そして不明の二〇〇束の神嘗酒料から、最低一社・最高四社の相嘗祭班幣社の存在が類推されるが、この社数については後述にゆずらう。

以上の七社の神嘗酒料と、四時祭式の酒稻料を比較すると、大神・大倭の二社だけが二〇〇束に増加されており、他の五社は五〇束のまま神税から充当されている。大神・大倭二社の酒稻料増加はいつの頃から不明であるが、四時祭式で二〇〇束の酒稻料に預つたのは、大和では他に飛鳥社・甘樫社・高嶋社、河内では枚岡社・弓削社、摂津では住吉社・大依羅社であり、四一社のうちでわずかに九社に過ぎな

い。しかもこれらの諸社は、奈良、あるいは平安時代において朝野の尊崇を集めた大社であつたことは、警言を要しないところである。

五

ここで節をあらためて、相嘗祭の官幣に預つた特定の七十一座の諸社について、考察を進めてゆこう。

先述した大倭国正税帳の記載より、天平元年前後の大和には、大神・穴師・太・池・村屋・大倭・菟足の七社以外に、数社の相嘗社の存したことを予測したのであるが、令集解の神祇令仲冬条相嘗祭には、古記に次いで成立年代の古いとされる釈説を掲げ、^⑤

釈云、大倭社大倭忌寸祭・宇奈太利・村屋・住吉津守連
 ・大神社大神氏上祭・穴師^神主・卷向^神主・池社^池首・恩智^神主・意富^{太朝}臣・葛木鴨^{鴨朝}臣・紀伊国坐日前・国県須・伊太祁曾・鳴神己上神主等、請受官幣帛祭^{古記}無^別

と、相嘗社を一五社挙げている。
 古記の成立年代は、天平十年正月より同十一年五月までと推定されているから、^④この場合古記と同文の内容を持つた釈説は、ほぼ天平十年前後の相嘗社の実態を録したものと考えてよい。しかしこれらの一五社は、当時の実数であるのか、あるいは概数に過ぎないものかは明らかにしがたない。しかし一五社を国別に分類すると、

大和 大倭・宇奈太利・村屋・大神・穴師・卷向・池
 ・意富・葛木鴨

河内 恩智

摂津 住吉

紀伊 日前・国県・伊太祁曾・鳴神

となり、大和・河内・摂津・紀伊の四力国に限られた地域に分布し、紀伊の四社は延喜式に至るまで増減をみないこと、大和とから、すでにこれらの四社が固定していたこと、大和では天平二年の正税帳に欠けていた巻向・葛木鳴の二社が加わっていること、延喜式に見られる山城の相嘗社は一社も挙げていないこと、などが指摘される。

その後の相嘗社増加の記事は、文徳実録の斉衡元年六月甲寅朔の条に

以大和国金峯神預於相嘗・月次并神今食祭也とあり、他の一例は同三年五月戊辰(廿七日)の条に

以山城国片山神列於官社、兼預相嘗祭と記す二例に過ぎない。

したがって相嘗社の実数は、四時祭式と神名式に依らざるを得ないのである。煩雑ではあるが、両式の記載を対照してみよう。

イ、山城国 一一座(八社) 上段は四時祭式、下段は神名式の社名、

鴨別雷社一座 賀茂別雷神社(愛宕郡)

鴨御祖社二座 賀茂御祖神社二座(〳)

鴨川合社一座 鴨川合坐小社宅神社(〳)

松尾社二座 松尾神社二座(葛野郡)

出雲井上社一座 出雲井於神社(愛宕郡)

水主社二座 水主神社十座(久世郡)

片山社一座 片山御子神社(愛宕郡)

木嶋社一座 木嶋坐天照御魂神社(葛野郡)

只、大和国 三一座(一七社)

大和社三座 大和坐天國魂神社三座(山辺郡)

石上社一座 石上坐布都御魂神社(〳)

大神社一座 大神大物主神社(城上郡)

宇奈足社一座 宇奈太理坐高御魂神社(添上郡)

村屋社一座 村屋坐弥富都比売神社(城下郡)

穴師社一座 穴師坐兵主神社(城上郡)

巻向社一座 巻向坐若御魂神社(〳)

池社一座 池坐朝霧黄幡比売神社(城下郡)

多社二座 多坐弥志理都比古神社二座(十市郡)

葛木嶋社二座 鴨都波八重事代主命神社二座(葛上郡)

飛鳥社四座 飛鳥坐神社四座(高市郡)

甘樫社四座 甘樫坐神社四座(〳)

高鴨社四座 高鴨阿治須岐託彦根命神社四座(葛上郡)

高天彦社一座 高天彦神社(〳)

金峯社一座 金峯神社(吉野郡)

葛木一言主社一座 葛木坐一言主神社(葛上郡)

火雷社二座 葛木坐火雷神社二座(忍海郡)

ハ、河内国 八座(三社)

枚岡社四座 枚岡神社四座(河内郡)

恩智社二座 恩智神社二座(高安郡)

弓削社二座 弓削神社二座(若江郡)

二、摂津国 一五座（八社）

住吉社四座 住吉神社四座（住吉郡）

大依羅社四座 大依羅神社四座（〳）

難破大社二座 難波坐生国联国魂神社二座（東生郡）

下照比売社一座 比売許曾神社（〳）

新屋社一座 新屋坐天照御魂神社三座（嶋下郡）

広田社一座 広田神社（武庫郡）

生田社一座 生田神社（八郡郡）

長田社一座 長田神社（〳）

ホ、紀伊国 四座（四社）

日前社一座 日前神社（名草郡）

国懸社一座 国懸神社（〳）

伊太祁曾社一座 伊太祁曾神社（〳）

鳴神社一座 鳴神社（〳）

へ、京中 二座（一社）
太詔戸社二座 左京二条坐神社二座

以上を国別に整理すると

山城 大和 河内 摂津 紀伊 計

座 一一 三一 八 一五 四 六九

社 八 一七 三 八 四 四〇

となり、これに京中二座（一社）が加わり、相嘗社は七十一座（四一社）となるのである。

まず全体的に考察すると、相嘗社の分布は山城・大和・

河内・摂津・紀伊の五カ国に限定されるが、これらの五

カ国に含まれる和泉国には一社も存しないことが注意され

る。その理由としては、以上の七十一座は神名式では、
いづれも名神大社として月次・新嘗祭の官幣に預つてい
るが、和泉国で月次・新嘗の官幣に預る名神大社は、大鳥神
社一座（大鳥郡）だけであり、大鳥神社が相嘗の官幣を受け
るに至らなかつたことは、奈良時代前期において和泉国の
国郡廢置の甚だしかつたことが、その理由の一つに挙げら
れるのである。

次に七十一座の相嘗社を国別に分類した結果、大和は座
数・社数ともに全体の四〇%以上を占め、摂津・山城がこ
れに次ぎ、山城・大和・紀伊を結ぶ線の西側に分布が偏在
していることが指摘される。そしてこのような分布の偏在
性は、摂河泉地方が政治的に重視された時期に、以上の諸
社が相嘗祭に選定さるべき神威を有していたためと推定さ
れるのである。

その時期を知る手がかりの一つとして、山城を除く四カ
国の相嘗社の関係記事を記載順に排列してみると、

イ、天武天皇紀以前に記事のあるもの

大神・石上・大和・葛木鴨・高鴨・一言主・住吉・難

波・広田・生田・長田の一一例

ロ、天武・持統天皇紀に社名を記載するもの

石上・大和・宇奈足・村屋・飛鳥・住吉・日前・国懸
の八社

ハ、奈良時代の史料に社名を記載するもの

卷向・池・穴師・多・葛木鴨・高鴨・恩智・大依羅・
伊太祁曾・鳴神の十社

ニ、平安時代の史料に社名を記載するもの

甘樫・高天彦・金峯・火雷・枚岡・弓削・下照比売・新屋の八社

となり、三二社のうち平安時代の八社をのぞく二四社が、天武・持統朝前後より奈良時代前半を中心として記載されているのである。先述したように、集解の釈説では一五社の相嘗社を挙げていることを想起すれば、奈良時代前半のころまでには、山城・京中の九社をのぞく相嘗社総数三二社の約八割は選定されていたと推測される。

けれども以上の論拠は、あるいは記事の信憑性を疑えば、必ずしも万全を期すものとはいえない。そこで観点をかえて、相嘗社の地域的分布からの考察をこころみよう。それには最も数が多く、関係記事も豊富な大和を取上げるのが妥当であろう。

まず郡別の分布を表記する。

	添上	葛上	忍海	吉野	城上	城下
座	一	八	二	一	三	二
社	一	四	一	一	三	二
高市		十市	山辺	計		
座	八	二	四	三一		
社	二	一	二	一七		

この分布状態は、大和の相嘗社はほぼ南大和地方に偏在していることを示しているが、とくに葛上・忍海・城上・城下・高市・十市・山辺と連なる大和東南部の山麓に群在していることは、興味ある素材を提供している。

すなわち、先に挙げた相嘗社の関係記事と、これらの地理的分布を考え合せると、大和の相嘗社の多くは南大和地方に政治的中心がおかれていた時代に、すでに名神大社としての地歩を築いていたことが考えられるのである。^⑧

そしてその時代は、内外に政治的緊張を伴った齋明・天智朝の新羅出兵前後より、天武・持統朝前後に該当し、朝野の尊崇をあつめていたこれらの名社が国家祭祀の整備と共に、逐次相嘗祭の官幣に預るに至つたものと解釈するのである。

最後に一言ふれておきたいことは、四時祭式の相嘗社記載順についてである。すでに気付かれたことと思うが、先に挙げた四時祭式と神名式の記載を比較すると、四時祭式の記載順が地理的分布によるものでないことは明らかである。また七十一座(四一社)ともに同等の官幣を受けているから、社格による順序でもない。結局のこされた解釈として、あるいは相嘗祭の官幣を受けた順序にもとづくものではないか、とみなすことである。

そこで便宜上大和を例にして、四時祭式と集解釈説の相嘗社を記載順に並べてみよう。

四時祭式 大和・石上・大神・宇奈足・村屋・穴師・卷向・池・多・葛木嶋・飛鳥・甘樫・高嶋
集解釈説 大倭・宇奈太利・村屋・大神・穴師・卷向
・池・意富・葛木嶋

一見して四時祭式の記載順は、集解釈説の記載順と酷似していることに気付くが、これはおよそ次の三通りに解釈

出来る。

一つは、両者の符合を全く偶然とみなすことであり、一つは、四時祭式の編者が釈説を参照したことである。のこる一つは、釈説・四時祭式ともに同一の史料(たとえば神祇官記など)を参照したことである。そしてこれらの解釈のうち、最後のものが蓋然性に富むものといえよう。

すなわち、四時祭式に記載する相嘗社の前半は、奈良時代前期ごろまでに班幣の指定をうけたとみなされ、その後半は、斎衡元年六月にはじめて班幣の例に入つた金峯社を含むことから、奈良時代前期以後に逐次記入されたことが推測される。

しかしこのような推測は大和だけにとどまり、他の四カ国におよぼすことは出来ない。したがつて四時祭式の記載に対する一試論に過ぎないのである。

六

以上のように考察して来た相嘗祭は、どのような推移をたどつたであらうか。

すでに藺田香融氏が注意されたように、集解釈説に註記する相嘗祭の奉仕者として、神主、氏宗の二者が混在していることは、やはり重視すべき問題といえよう。

すなわち、神主によつて奉仕される宇奈太利・村屋・穴師・巻向・恩智・日前・国懸須・伊太祁首・鳴神の諸社は、国家神として神主の地位が統一政権によつて定着せしめられたことを意味し、大倭・住吉・大神・池・意富・葛

木鴨のごとく氏宗によつて奉仕される諸社は、その祭祀権が族長としての痕跡である氏宗によつて管掌されていたことを意味するのである。そしてこのような祭祀権の混在性は、以上の諸社の相嘗祭の設定が、未だ完全に神社の祭祀権が統一政権によつて管掌されぬ時期に行われたのであり、その時期は神祇令の祭祀が固定化されつつあつた頃とみなされるのである。

したがつて相嘗祭は、同じく新穀感謝祭の原義を持ちながら、国家祭祀としての神嘗祭・大嘗祭(新嘗祭)にも統合分離されることなく、従来の名社としての地位のまま独立せしめられたのであらう。そして氏宗の持つ祭祀権は、その後も遺習として存続が認められたのである。続日本紀の和銅七年二月丁酉(九日)の条に

以從五位下大和忌寸五百足為_二氏上_一、令_二主神祭_一と記すのは、まさに好例の一つである。

先述したように、相嘗祭はその当初においては、大祀に比せられるほど重視されていたが、その地理的分布の偏在性と、奉祀氏族の政治・経済力の後退により、次第に衰微の道をたどるのである。

延暦二十年五月十四日の「定准_二犯科祓例事_一」という太政官符(類聚三代格 卷一所収)によれば、相嘗祭は大忌祭・風神祭・鎮花祭・三枝祭・鎮火祭・道饗祭などと同格にあつかわれ、新嘗祭・鎮魂祭・神嘗祭・祈年祭・月次祭・神衣祭などより下位に置かれている。そして四時祭式上の大・中・小祀条によれば

大祀 踐祚大嘗祭

中祀 祈年・月次・神嘗・新嘗祭

小祀 大忌・風神・鎮花・三枝・相嘗・鎮魂・鎮火・

道饗祭

と規定され、小祀の地位に下げられている。

相嘗祭の官幣に預つた諸社の特定性は、その当初においては他社をしのぐ神威によつて認められていたが、平安時代に入つて諸社の神威が失墜すれば特定性も忘れられてしまい、ただ名義上の国家祭祀に過ぎなくなるのである。そして往時の盛大さは、四時祭式下の相嘗祭条の神饌品目・数量の記載より推測されるのみである。

このような実情にもかかわらず、平安時代にも相嘗社の増加が見られるのは、諸社がなお遺制としてのこされた相嘗祭設定当初の特定性を希求し、為政者もこれを利用することにより、神威の拡充の一助にこたえたのであろう。

七

まことに論は多岐にわたつたが、最後に以上の論考をまとめて列記しよう。

(イ)、相嘗祭は「アヒニへのマツリ」と訓むべきであり、

原義は新穀を神に捧げて祭ることである。

(ロ)、相嘗祭の設定の時期は天武天皇五年以前であり、大和地方東南部に政治的中心が存した時期に求められること。

(ハ)、相嘗祭の官幣に預つた諸社は山城・大和・河内・摂

津・紀伊の五カ国にのみ分布し、とくに大和は数も多く、分布に偏在性を有すること。

(ニ)、相嘗祭は時代と共に衰微し、設定当初には大祀に該当されたが、延喜式には小祀と規定されたこと。

以上、奈良時代前後より延喜式制定のころまでの相嘗祭を、いろいろの角度より考察したのであるが、史料の稀少性によつて、その実態には未だ不分明の点が多い。私の相嘗祭に関する見解は、まだ論じ尽されぬところも遺されているが、これまでの考えを一応整理してみたのである。

諸賢の御叱正を賜わりたい。

〔註〕

① 皇年代私記は、十一月丁卯を大嘗祭の日と記している。

② 日本書紀の清寧天皇二年十一月の条に大嘗祭初見の記事があるが、神祇令にいう大嘗祭に該当する史実の当否は不明である。

③ 令釈の成立年代については、中田薫博士（日本庄園の系統・法、（日本庄園の系統・法、令釈説の成立について））の説があるが、黛弘道氏は上限を延暦六年六月卅日、下限を同十四年八月十三日と推定されている（「令釈の成立年代について」、史学雑誌六三の七）。

④ 青木和夫「古記の成立年代について」（史学雑誌）。

⑤ 十座のうち水主坐天照御魂神・同山背大国魂命神二座が相嘗祭の官幣に預る。

⑥ 三座のうち天照御魂神一座が相嘗祭の官幣に預る。

⑦ たとえば靈龜二年四月甲子に設置された和泉監は、天平十二年八月甲戌に河内国に合併され、さらに天平宝字元年五月乙卯に和泉国に分立している。

⑧ 天武天皇は飛鳥浄御原宮、持統天皇は藤原宮を皇都とする。

⑨ 菫田香融「神祇令の祭祀」（関西大学文学部論集、三の四）。